

特定外来生物を広めないでください

・「特定外来生物」の規制について

2005年6月1日の「特定外来生物に係る被害の防止に関する法律」通称外来生物法が制定され、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与える恐れのある侵略的な外来生物を特定外来種として指定され、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが規制されています。

・「特定外来生物」の種類

特定外来生物としてはブラックバス、ブルーギルなどの魚種、オオキンケイギク、ナルトサワギクなどの植物、ソウシチョウ、ガビチョウ等の鳥類をはじめ13種が指定されています。特定外来生物は昔から日本にいた在来生物と餌や生活環境をめぐって競合したり、生態系、農林水産業に対し悪影響を及ぼしたりすると指摘されています。

・「特定外来生物」を見かけたら

特定外来生物を許可なく飼育・運搬したりすることは法律で禁止されています。むやみに持ち帰って観賞用として飼育したり、他の場所に移動させたりしないでください。釣り上げたブラックバスやブルーギルをその場で放す、「キャッチ&リリース」は在来種保護のためしないようにご協力をお願いします。



**ブラックバス
(オオクチバス)**



ブルーギル

参考ホームページ

環境省自然環境局特定外来種

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

お問い合わせ先 建設課 環境係

電話:096-237-2597

ファックス:096-237-2359

✉ kensetsu@town.kashima.kumamoto.jp